

令和8年3月25日
消防局指導課

横浜市火災予防規則の一部改正について

1 趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正により、サウナ設備が「簡易サウナ設備」と「一般サウナ設備」に区分されました。これを受け、横浜市火災予防条例（昭和48年12月条例第70号。以下「条例」という。）もサウナ設備に関する規定を改正しました。このことにより、条例改正後の取扱いに合わせて届出様式を整合させるため、横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号。以下「規則」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

条例におけるサウナ設備の一部改正に伴い、サウナ設備に係る様式である規則第30条第1項で定める第9号様式及び規則第34条の3第2項で定める第22号様式を改正します。

3 意見公募手続

条例の一部改正に伴い、規則で定める様式の一部改正を行うものであるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号アに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

4 公布・施行日

(1) 公布日

令和8年3月25日発行の横浜市報に登載して公布します。

(2) 施行日

令和8年3月31日から施行します。